

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月4日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社ニトリ 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号		
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称	所在地	
	(仮称)ニトリ高松田村店	香川県高松市田村町字馬場167番1ほか	
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	小売業者		住所
	氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
	株式会社ニトリ	代表取締役 白井 俊之	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
大規模小売店舗の新設をする日	平成31年1月2日		
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	6,753平方メートル		
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数	位置〔図面3〕	収容台数
		建物南側〔図面3 建物配置図兼1階平面図上に記載・駐車場〕	150台
	駐輪場の位置及び収容台数	位置〔図面3〕	収容台数
		建物南側〔図面3 建物配置図兼1階平面図上に記載・駐輪場〕	30台
荷さばき施設の位置及び面積	位置〔図面3〕	面積	
	建物西側〔図面3 建物配置図兼1階平面図上に記載・荷さばき施設〕	98平方メートル	
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置〔図面3〕	容量	
	建物内西側〔図面3 建物配置図兼1階平面図上に記載・廃棄物等保管施設〕	43.47立方メートル	

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
		株式会社ニトリ	午前9時00分	午後9時00分	-
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	駐車場No.[図面3]	駐車場利用可能時間帯		
		駐車場[図面3 建物配置図兼1階平面図上に記載・駐車場]	午前8時30分から午後9時30分まで		
	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	駐車場No.[図面3]	出入口の数	位置	
		駐車場[図面3 建物配置図兼1階平面図上に記載・出入口]	1箇所	建物敷地南側 [図面3 建物配置図兼1階平面図上に記載・出入口]	
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設No.[図面3]	荷さばき可能時間帯		
		荷さばき施設[図面3 建物配置図兼1階平面図上に記載・荷さばき施設]	午前6時00分から午後10時00分まで		

2. 届出年月日

平成30年5月1日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成30年6月4日から平成30年10月4日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成30年10月4日)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

記載すべき項目	イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ